

第1章 令和5・6年度名簿からの主な変更点について

1 書類の提出方法がWEBサイトにアップロードする方法に変更となります。

**事前に「事業者申請ポータル」の登録をしておく
と
添付書類の送信がスムーズにできます**

添付書類は、電子データを入力・送信後に申請事務担当者メールアドレスに届く案内に従って、WEBサイト(事業者申請ポータル)にアップロードしていただき、送信いただきます。(郵送は不要です)

そのために、事前に「事業者申請ポータル」への登録が必要となります。

リンク先 : <https://saitamapref.service-now.com/csm>

一度登録していただければ、次回からは入力が必要となります。

更新申請が始まる前に、「事業者申請ポータル」の登録(事業者登録)を済ませておくくださると、更新申請がスムーズになります。

事業者登録の入力方法については、67ページを御確認ください。



システムへのアップロードが難しい場合は、メール又は郵送でお送りください。

75ページをご確認のうえ、メール又は郵送でお送りください。

2 申請可能な自治体が68自治体に増えました。(2自治体追加)

新たに、東秩父村、児玉都市広域市町村圏組合が追加となりました。申請自治体を御確認ください。

3 書類提出部数に変更となりました。

以下の書類は共通書類となり、1部提出となりました。よって、各自治体別書類として提出する必要はありません。

- ・委任状(様式 C-5)
- ・使用印鑑届(様式 C-6) (様式が変更となっています。21ページを御確認ください。)
- ・経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- ・建設業許可通知書の写し又は許可証明書
- ・建設業許可申請書
- ・営業所一覧表の写し
- ・資格情報・登録情報を証明する書類の写し
- ・資本関係・人的関係調書(様式 C-13)
- ・組合員名簿(様式 C-7)
- ・役員名簿(様式 C-8)
- ・官公需適格組合証明書の写し
- ・官公需適格組合資格審査数値計算表(様式 C-9)

以下の書類は提出不要となりました。

- ・登記されていないことの証明書【個人事業者のみ対象】
- ・工事経歴書(様式 C-11)
- ・業務経歴書(様式 C-12)

4 変更や更新がない場合の共通書類の一部提出省略は行いません。

令和5・6年度名簿更新申請では、以下～の書類について、登録内容に変更や更新がない場合提出を省略可としていましたが、令和7・8年度名簿更新申請では変更や更新がない場合でも提出してください。(共通書類として共同受付窓口の一部提出してください。)

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し

建設業許可関係(建設業許可通知書又は許可証明書、建設業許可申請書(様式第1号)、営業所一覧表(別紙二)の写し)の書類

建設工事関係の資格情報

電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等

浄化槽工事届出書の写しについては、変更・更新がない場合の省略を認めます。

詳しくは12ページを御確認ください。

設計・調査・測量業務関係

ア 測量業者・地質調査業者・補償コンサルタント・建設コンサルタントの登録通知の写し

イ 計量証明事業登録証の写し